



埼玉土建  
制度説明動画  
配信中

# 飯能自高

発行所  
357-0005 埼玉県飯能市原町142-5  
埼玉土建一般労働組合  
飯能日高支部  
発行人 教宣部長 村上 唯人  
Tel 042-974-0330  
Fax 042-971-3287  
E-mail [hannouhidaka@saitama-doken.or.jp](mailto:hannouhidaka@saitama-doken.or.jp)



訪問時T班長は現場の打ち合わせで不在だったのですが、息子さんが対応してくれ、「仲間を増やそうという月間なのでだれかいたら紹介してほしい事伝えてほしい」と言つたとき

に「実は友達と一緒に加入しに行こうと思つていたんですよ」とビックリな返答。その日は簡単な説明をし、分会



# 拡大奮闘記 班長を訪問し成果に 対話が大事 精明分会

会議で再度T班長に訴えようということになりました。そこでT班長から息子さんの電話番号を聞き取り、後日連絡をしてみると「寒は、加入予定の友達は、一緒に働いている仲間も労災に加入させたいのと、自分も、もう一人連れていいたいので4人加入したい」とさらにはビックリでした。

コロナ禍で訪問も躊躇していましたが、訪問して対話するのが一番いいと感じる出来事でした。精明分会は4人が加入し、分会目標が達成となりました。

8月から始まつた秋の拡大月間は10月28日で最終日となりました。支部目標39名、到達39名で秋の拡大目標を達成しました。また、青年部の部員拡大目標2名、到達2名で達成し、主婦の会も会員拡大目標7名、到達7名で目標を達成しています。

すべての分野が目標を達成しています。今年度もコロナ禍からスタート

続けてくことを確認した

ケートでも「何か自分に出来ることがあれば手伝いたい」という次に繋がる回答も多くありました

拡大の最終目標は年間末1%実増です。その目標に向け、さらに奮闘していきましょう。

▼家族の中  
に風邪症状  
のある人が  
いた場合に  
は、兄弟全  
員休まなく  
てはいけないと、いうル  
ルがある。▼この前、  
家族の一人が風邪をひ  
いた。一人が治り掛け  
ると、次の子どもが風  
邪をひくようになつて  
しまつた。結局子ども  
たちが通常に学校に行  
けたのは1週間後だつ  
た。▼これからインフ  
ルエンザの流行の季節  
となる。自分もそうだ  
が、みなさんも十分に  
気を付けてほしい。

秋 の 拡 大 結 果				
分 会	拡 大 目 標	成 果	達 成 率	
原 市 場	4	4	100.0%	
加 治	7	7	100.0%	
精 明	6	6	100.0%	
西 川	3	3	100.0%	
高 萩 北	5	5	100.0%	
高 萩	3	3	100.0%	
高 麗 川	11	11	100.0%	
合 計	39	39	100.0%	
部員/会員 拡大目標		成 果	達 成 率	
青 年 部	2	2	100%	
主婦の会	7	7	100%	

清江

▼家族の中  
に風邪症状  
のある人が  
いた場合に  
は、兄弟全

た国保予算要求ハガキは、現時点で618枚のハガキが支部へ到着しています。

国の予算の満額確保を勝ち取ることができて  
います。

いります。この運動がなければ国保料は大幅に増額となります。

コロナ禍で、班会議ができていませんが、まだ、提出されてない方は3枚の予算要求書ハガキにご協力お願ひいたします。



高麗川分会  
田中貢勞部長

# 予算要求ハガキ 建設国保を守れ

618枚



建国保加入者は4万9千人で実に73%となり、組合加入者の一番高い要求項目となつています。また、国の補助金

A photograph of a classroom or lecture hall. Several students are seated at long wooden desks arranged in rows, facing the front of the room where a teacher stands near a whiteboard. The room has large windows on one side and fluorescent lighting on the ceiling.

# 勤労者通信大学

## スクーリング

### 学習は大切だと感じた

10月8日、26日飯能市民会館で19時から21時まで2回、勤通大入門コースのスクーリングを、17名が参加し原富悟氏が講師となり開催しました。

く生きるために何が必要なのか、人権・権利とは何か、憲法の必要性など講演してくれました。参加者からは時間が短かつたので、もつと質問したかったなどの声が聞かれました。

働者が主体となつてい  
るので、役員側への要  
請や方向性はこちらと  
似たようなものとなつ  
ている事が多いと説明  
がありました。

また「学習は大切だ  
と改めて感じた」など  
の声も聞けました。

2回目は、民主主義とは何か、憲法の歴史的意義、労働組合の意

▼原富悟(74)  
はらともさとる  
元埼玉土建書記局他  
現在埼劳連顧問、政治経  
済研究所常任理事他

義、私たちが未来を決めるなどを講演してくれました。参加者からは、労働組合と日本労働組合総連合会（連合）は何が違うのかと質問があり、連合は大企業の労働組合集合体、労働者が主体となつているので、役員側への要請や方向性はこちらと

# 建設アスベスト訴訟 26人が国と和解へ 企業との闘いは続く

きて、アスベスト肺になつた、国や企業はその危険性を知りながらアスベストを使い続け安全対策も取らなかつた、健康な身体はもう戻つて来ない、全面解決まで戦つて行く」と訴えがありました。

いつまで逃げ隠れするつもりなのか、私達の子や孫達の代まで、原告と戦うつもりか、1日も早く救済基金制度に参加し、全ての原告と和解しろ」と訴えました。

ながらも、責任を認めようとしない企業への怒りなど、涙ながらに訴えました。

今年5月最高裁判所は、建設アスベスト被害について、国と被害企業の責任を認める判決を下しました。しかし被告企業は、その責任を認めようとせず、被害者改名制度こちら

1月7日東京2階東京高裁第1回期日行動が行われました。当日東京高裁前には、原告と合わせ、全体で160人埼玉土建からは29人の仲間が集まりました。

A group of approximately ten people are gathered outside a building, holding umbrellas and a large white banner. The banner features Japanese text, including 'すいじょう地盤前集会' (Swing Ground Pre-meeting) at the top and '一田江川原の問題を解決するための行動' (Action to solve the problem of Ichinomoto Kawauchi) below it. Some individuals are wearing green sashes or armbands. A man in a dark suit and tie stands on the right side of the group.

報告集会で原告の太坂さんから、夫や子供をアスベストによつて奪われた無念、自らも被害にあう可能性がある事への不安、また、裁判で幾度も断罪され

アスベスト訴訟は、大きく前進したとは言え、まだ全面解決には至っていません。これからも、全面解決に向け奮闘していきましょう。

「トリプルチャンスキヤンペーン」は、135件の応募がありました。11月に抽選を行います。抽選の模様は後日ユーチューブで配信します。また、次号でも当選者を発表します。

2022年 1月23日(日)

フルハーネス 特別教育

飯能市民会館で再開催決定！

受講人数 30名

申込み 支部へご連絡を



# 事業所(法人・個人) 一人親方 手間請け

適正な労災保険加入をしていますか?  
チェックしてみましょう!

## 労働者を使用している事業主

労働者を1人でも雇い入れている場合は、原則、事業所労災保険に加入する義務が生じます。そして、建設工事を行っている場合には2種類の労災保険に加入しなければいけない可能性が高いです。また、事業主自身が労災補償を受けたい場合は、事業主特別加入が必要です。下の①から④を確認し、労災保険に加入していない場合は支部にご相談ください。

### ① 元請け工事を行う・行うことになった

⇒ 現場労災保険に加入が必要

### ② 「工事」以外の仕事をする労働者を雇用(事務作業、営業、清掃、メンテナンス、植栽剪定等)

⇒ 事務所労災保険に加入が必要

### ③ 上記①・②両方に当てはまる

⇒ 現場労災・事務所労災 両方加入が必要

### ④ 元請け工事を行わないうえに工事以外の仕事をする労働者はいない

⇒ 事業所労災加入不要 (但し、事業主特別加入が必要な場合はご相談ください)



## 労働者を使用していない事業主 (一人親方・手間請け)

一人親方や手間請け等、労働者を使用していない事業主が、万一の労働災害時に労災保険の補償を受けたい場合には、一人親方労災の加入が必要です。また、一人親方労災加入中に下の①から③に該当がある場合は支部事務所にご相談ください。

### ① 労働者を雇い入れることになった

⇒ 雇入れ日から事業所労災に加入 及び  
事業主特別加入に切り替えが必要

### ② 元請け工事をすることになり、下請け業者の労働者が現場に1日でも従事をすることになった

⇒ 事業所労災に加入が必要

### ③ 元請け工事をすることになり、他の一人親方に仕事を依頼して工事を行う

⇒ 原則、一人親方労災のままで良いが、一人親方との契約・働き方の実態によっては事業所労災加入が必要



- ・適正な労災保険がされていない場合に万が一労働災害が起きてしまった場合、事業主に重いペナルティが課せられてしましますので、十分ご注意ください。
- ・労災保険特別加入も ①事業主特別加入 ②一人親方等特別加入の2種類があるため 労働者を「雇った」「雇わなくなった」で切り替える必要があります。

